

## 阿賀野市告示第6号

## 告示の訂正

令和3年12月21日付け阿賀野市規則第27号で行った告示の一部について、下記のとおり訂正する。

令和4年1月13日

阿賀野市長 田中清善

## 記

## 1 告示した文書及び訂正内容

阿賀北葬斎場の設置及び管理に関する条例施行規則

(令和3年阿賀野市規則第27号)

<2枚目> 正	<2枚目> 誤
<p>(略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号による額を減額又は免除するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第2号及び第3号の減免を受けようとする者は、阿賀北葬斎場使用料減免申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号による額を減額又は免除するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前条第2号及び第3号の減免を受けようとする者は、阿賀北葬斎場使用料減免申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<4枚目> 正	<4枚目> 誤
<p>第1号様式(第4条関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 2「死体等の住所地区分」が阿賀野市の場合、第7条第1項第1号の使用料減免申請書を兼ねる。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第1号様式(第4条関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 2「死体等の住所地区分」が阿賀野市の場合、第7条____第1号の使用料減免申請書を兼ねる。</p> <p>(以下省略)</p>

2 告示をした期間 令和3年12月21日から令和3年12月30日まで